

3 第46条の2《輸出事業用資産の割増償却》関係

【制度の概要】

令和4年度の税制改正において、青色申告書を提出する法人で農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に規定する認定輸出事業者であるものが、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第49号）の施行の日（令和4年10月1日）から令和6年3月31日までの期間内に、輸出事業用資産の取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は製作若しくは建設をし、これを輸出事業の用に供した場合には、その用に供した日以後5年以内の日を含む各事業年度において、その輸出事業用資産をその用に供していることにつき証明がされた事業年度に限り、普通償却限度額の30%（建物及びその附属設備並びに構築物については、35%）相当額の割増償却ができることとされた（措法46の2①）。